

初めての外国人スタッフの採用

Lesson 1: 在留資格の種類

在留資格の種類によって職務内容など働くことができる範囲に留意点あり

在留資格の種類と職務内容の留意点

- 日本で働くことのできる在留資格原則働くことのできない在留資格の2つに分けられます
- 働くことのできる在留資格でも、日本人と同じように活動に制限なく働ける永住者や日本人の配偶者等の所謂身分系在留資格と呼ばれる在留資格と業種や仕事の内容が制限される技術・人文知識・国際業務をはじめとした就労系在留資格と呼ばれる在留資格があります
- なお、就労系在留資格では、入国管理局から単純労働とみなされる職種で働くことは認められていませんので、単純労働とみなされる職種での採用の場合は、所謂身分系在留資格か留学生アルバイト等で資格外活動許可を得た外国人の方のみが対象になります（詳細は本文中でご解説します）
- 企業が外国人材を採用しようとするときには、①募集する職種が入国管理局から単純労働とみなされている職種でないかどうか、②採用しようとしている外国人の持っている在留資格の活動範囲、③新たに採用する外国人の方の在留資格を取得または変更しようとする場合は、それが在留資格要件を満たし可能かどうか、に留意が必要です
- 入管審査判断には当局の運用実務が大きく関係しますので、採用計画を立てる際に事前に行政書士等の専門家に確認することをご推奨します

Continental Immigration & Consulting

村井 将一

代表行政書士兼チーフ・コンサルタント

+81-3 6403-9897

murai@continental-mmigration.com
www.continental-mmigration.com

Figure 1: 在留資格の種類

日本で就労できる？	業種や仕事内容に制限があるか？	在留資格
働くことのできる 在留資格	制限なし (日本人と同じ)	永住者 日本人の配偶者等 永住者の配偶者等 定住者
	業種や仕事内容に 制限あり	技術・人文知識・国際業務 企業内転勤 経営・管理 技能 特定活動 高度専門職（1号2号）
原則働くことは できない	週28時間以内 (資格外活動許可)	教授、芸術、宗教、報道、興行、法律・会計業務、医療、介護、研究、教育 留学 家族滞在 文化活動

出所：コンチネンタル国際行政書士事務所作成

はじめての外国人スタッフの採用

外国人を従業員として採用する場合でも、労働基準法や社会保険制度の義務等の遵守など日本人を採用する場合と原則は同じです。外国人の採用が日本人の採用と異なる点は、外国人には労働基準法や社会保険制度に関わる規制や義務に加えて入管法（出入国管理及び難民認定法）による規制があります。入管法の規制を遵守しないと、外国人個人は日本で在留資格が取り消されて日本で働けなくなるばかりか、その外国人を雇用した事業主も「不法就労助長罪」により処罰（3年以下の懲役または300万円以内の罰金）される可能性もあります。

本稿では、はじめて外国人スタッフを採用する企業の経営者や採用担当者が押さえておくべき入管法上の留意点やポイントについて記述していきます。

日本で働くことができる在留資格

在留資格は、日本では現在27種類の在留資格があり、それぞれに該当要件や付与される在留期間が定められています。その中で、日本で働くことが認められている資格と働くことは原則認められていない在留資格がありますのでそれぞれについて解説します。

まず、外国人が日本で働くための在留資格には、現在持っている在留資格で職種や業種に制限なく日本人と同じように働くことができる所謂「身分系在留資格」と言われる在留資格と、職種や業種に制限が付されている「就労系在留資格」の2つに分けられます。

（1）職種や業種に制限なく働くことができる在留資格

「日本人（帰化して日本国籍を取得した外国人）」「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」の在留資格を持っている人は、いわゆる「身分系在留資格」と呼ばれ、職種や業種に制限なく働くことができます。

図表1：職種・業種に制限なく働くことができる在留資格

職種・業種に制限なく働くことができる在留資格	
在留資格	該当する人(例)
日本人(帰化した外国人)	帰化して日本国籍を取得した外国人
永住者	永住権を持つ外国人
定住者	日系3世、中国残留邦人等
日本人の配偶者等	日本人の配偶者、子、特別養子
永住者の配偶者等	永住者・特別永住者の配偶者、日本で生まれた子

出所：入国管理局HP等よりコンチネンタル国際行政書士事務所作成

日本国内での活動に制限はなく、どのような職種や業種でも就労することができます。また、他の職業に転職することも自由です。日本では、所謂単純労働とみなされる職種で外国人が働くことが認められていませんが、これらの身分系在留資

格を持っている外国人の人は、単純労働としての職種でも働くことができます（「単純労働」については後述します）。

採用する企業は、これらの身分系在留資格の人を採用する場合、日本人と同じように幅広い分野や職種で働いてもらうことが可能です。

（2）職種や業種に制限がある在留資格

続いて、職種や業種に制限がある在留資格を見ていきましょう。

身分系在留資格と呼ばれる在留資格以外の日本で働くことのできる在留資格は、それぞれの職種に細かく活動できる範囲が定められており、その在留資格で定められた範囲を超えて異なる業種や職務内容で働くことはできません（図表2をご参照ください）。

もしも、現在の在留資格で認められた活動範囲を超えて働いた場合（働かせた場合）には、その外国人は不法就労となり、在留資格が取り消され、本国へ帰国しなければならなくなります。また、雇用主の会社は「不法就労助長罪」に問われる可能性もあります。

図表2: 職種・業種に制限がある在留資格

職種・業種制限がある在留資格	
在留資格	該当する人(例)
技術・人文知識・国際業務	エンジニア等の技術者、所謂ホワイトカラーの会社員、通訳、デザイナー等
企業内転勤	本国から異動してきた従業員
経営・管理	会社経営者・幹部社員(部長・支店長など)
技能	調理師、スポーツ指導者、パイロット
特定活動	インターンシップ、EPAに基づく外国人看護師
高度専門職(1号2号)	学歴や職歴、年収などが一定以上の人
教授、芸術、宗教、報道、興行、法律・会計業務、医療、介護、研究、教育	大学教授、有名な作曲家・画家、神父・宣教師、外国の報道記者カメラマン、俳優歌手、弁護士会計士、医師看護師、介護福祉士、政府企業の研究者、語学学校教師

出所: 入国管理局HP等よりコンチネンタル国際行政書士事務所作成

代表的なものには、学術的素養が必要な技術者や所謂ホワイトカラーなどを対象とした「技術・人文知識・国際業務」や外国飲食店の調理師などを対象にした「技能」、外国人経営幹部を招く場合の「経営・管理」などがあります。

これらの在留資格には、それぞれに取得できる要件が細かく設定されています。要件は大まかには、①外国人本人がそれぞれ求められる学歴や職務経歴などを満たしていることと、②採用する企業での職務内容・活動内容が形式的なものではなく実質的に在留資格の要件と合致しているかということになります。

このように職種や業種によって取得すべき在留資格が違いますので、当初取得した在留資格で決められた範囲外の仕事をさせることはできません。したがって、外国人を中途採用する場合、その在留資格は前に勤めていた会社での職務内容に基づいて出されている在留資格ですので、これからの当社での職務内容で働けるかどうか確認する必要があります。もしも、前職で認められていた職務内容の範囲と異なる業界や職種で働こうとする場合には、改めて在留資格の変更の入国管理局へ申請して許可をもらわなければなりません。

日本では外国人の単純労働が認められていない

また、上記の就労系在留資格では、所謂単純労働を認めていないと言うことです。単純労働とは、明確な定義はないものの、専門的技術的な素養や背景を必要としない業務を指し、在留資格の審査実務上は以下のようなものがあります。

図表3：単純労働とみなされる職種例

コンビニ等のレジ	品出し・陳列	
清掃	ドライバー	警備員
建築現場労働者	工場作業員	
飲食店のホール係	飲食店の調理場	マッサージ施術
店舗販売員		

出所：コンチネンタル国際行政書士事務所作成

なお、職種や業種に制限がある在留資格の個々の要件について別途ご解説していきます。

(3) 働くことが原則認められていない在留資格

続いて、働くことが原則認められていない在留資格を見ていきましょう。日本へ大学や専門学校、日本語学校などの留学生の在留資格である「留学」、外国人が扶養する配偶者や子である「家族滞在」、収入を伴わない学術や芸術上の活動や研究を行う「文化活動」の在留資格は、原則日本で働くことはできません。

図表4：原則働くことのできない在留資格

原則働くことのできない在留資格	
在留資格	該当する人(例)
留学	日本の大学・専門学校・日本語学校等の留学生
家族滞在	在留外国人が扶養する配偶者・子
文化活動	収入を伴わない日本文化の研究者

出所：入国管理局HP等よりコンチネンタル国際行政書士事務所作成

しかし、学費や生活費を補うためにアルバイトをする場合には、資格外活動許可を得ることで働くことができます。許可を受けずにアルバイトをすると、罰則を科せられ退去強制の対象となります。外国人本人だけでなく、企業も処罰の対象になります。

資格外活動許可を取得しても、働く時間には制限があります。「留学」「家族滞在」には包括的に許可が与えられ、週28時間まで働くことを認められます。また、「留学」の場合、学校で定められている長期休暇期間中は1日8時間まで認められます。この制限時間を超えて働くことはできません。また「文化活動」の場合、包括許可ではなく個別許可になるので、雇用先が決まってから資格外活動許可の申請をすることになります。

資格外活動が許可される前に働き始めることは違法行為になります。必ず資格外許可を取得してから、仕事を始めなければなりません。ただし、水商売やパチンコ店などの風俗営業で働くことはできません。

現在日本では外国人が単純労働で働くことは認められていないため、コンビニや居酒屋のアルバイトなどの単純労働としてみなされている仕事には、多くの留学生がこの資格外活動許可を通して、アルバイトスタッフとして働いているとされています。

したがって、外国人留学生等をアルバイトで採用する際には、「資格外活動許可」を取得しているかの確認（在留カードに記載されているかどうかを確認します）と週28時間以内（留学生の場合は夏休み等学校が休みの時期は40時間以内）の労働時間の順守と、留学生の卒業後に採用する場合には、（1）または（2）で示したような日本で働くことのできる在留資格へ変更する必要があります。在留資格を変更するためには、それぞれの在留資格に定められている要件を満たしている必要があります。

まとめ

募集している職種で外国人を採用できるのか調べてみる

ここまで見てきた通り、外国人が日本で働く場合、在留資格の種類に応じて就くことができる職種が定められています。外国人を募集しようとしている職務内容がどの在留資格に当てはまり、入国管理局から許可が下りそうかどうかを調べてみる必要があります。入国管理局から許可がおりそうかどうかは実際の入管審査の実務運用について知らないと分かりませんので、採用を検討する際には行政書士などの専門家に事前に相談してみると良いと思います。

もしも、募集する職種が、工場や建築現場の労働者の場合や居酒屋チェーンの調理場スタッフ、コンビニ店員など日本の入国管理局から単純労働とみなされる職務内容であった場合には、採用できる対象者は、永住者や日本人の配偶者等の身分系在留資格の方か、留学生等のアルバイトの方に限定されますので、そのまま外国人を募集しても、内定は出したものの結局働くことができないということにもなりかねません。

Lesson2: では具体的な在留資格の要件について見ていきます。

ディスクレームー

本書に記載されている情報は、情報提供のみを目的として作成されたものです。お客さまにおかれましては、ご提案をさせていただいているお取引その他に関する決定、契約、確約その他行為に関する最終的なご判断をなさる際に決して本書に依拠されることのないように、また、本書をご使用なさらぬようお願いいたします。お客さま、その役員、従業員、代理人及び関係会社は、本書及び本書に関連して口頭で提供された情報を守秘するものとし、コンチネンタル国際行政書士事務所（以下「当事務所」といいます）の事前の書面による同意がある場合を除き、その全体であるとして一部であることを問わず、第三者に対してこれを伝達もしくは開示すること、これを複製もしくは配布することやこれを公表することはできません。本書の受領者が本書の対象とする受取人でない場合には、すべての写しを直ちに削除及び破棄するようお願いいたします。

本書に記載されている情報は一定の仮定に基づき、一般に公表された情報ならびに受領者及び第三者から当事務所に対して提供された情報に依拠して作成されています。当事務所及びその関係会社、当事務所またはその関係会社それぞれの役員、従業員及び代理人は、本書本書に関連して口頭で提供された情報または作成されたデータの正確性または完全性について、明示的であると黙示的であるとを問わず、一切表明及び保証は行わず、当該情報に関連して一切責任、義務または負担は追いません。本書に記載されている見解または条件は予備的なものであり、本書の日付時点で有効である経済、市場及びその他の状況に基づくものであり、変更される可能性があります。当社は本書に記載されている情報を更新する義務または責任を負いません。過去の実績が必ずしも将来の実績を保証または示唆するものとは限りません。

Copyright 2018 Continental Immigration & Consulting All right reserved.

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-16-6 BIZMARKS 赤坂
コンチネンタル国際行政書士事務所